

青森県報

第三千七百八十八号

平成二十五年
十二月二十七日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法による施術者の指定	健康福祉課	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定	同	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	高齢福祉課	二
道路の区域の変更	道路課	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事了	同	二

公告

地籍調査の成果の認証	農村整備課	三
換地計画の決定	同	三
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計管理課)	三
建設業者の許可の取消し	(東青地)	四
右	(西地)	四
右	(北地)	四
右	(上北地)	四
右	(県下北地)	四
右	(同)	五
右	(同)	五

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改
正.....(事務局).....五

告示

青森県告示第八百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
漆畑 誠	弘前市大字大開三丁目一の一四	平成二五・一〇・二九

青森県告示第八百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
漆畑 誠	弘前市大字大開三丁目一の一四	平成二五・一〇・二九

青森県告示第八百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所
主たる事務所の所在地		所在地	
		年月日	定

図面番号	1	道路の種類	国道	路線名	一〇二号	変更の区間	五所川原市大字福山字広富二〇八の一から つがる市柏稲盛岡本九七の一まで 五所川原市大字福山字広富四六の三から 五所川原市大字太刀打字柳川二六六の一まで 五所川原市大字福山字広富四六の三から つがる市柏稲盛岡本九七の一まで	変更の前後別	前 後	敷地の幅員	三・八・〇〇メートルから 三・二・〇〇メートルまで 三・八・〇〇メートルから 三・二・〇〇メートルまで	敷地の延長	九、一一四・〇〇メートル 九、一一四・〇〇メートル 七、二六八・〇〇メートル 一〇、九五一・〇〇メートル	備考	
------	---	-------	----	-----	------	-------	---	--------	--------	-------	--	-------	---	----	--

青森県告示第八百九十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

合同会社大室介護支援事務所	下北郡風間浦村大字易国間字易国間六一の一	合同会社大室介護支援事業所	下北郡風間浦村大字易国間字易国間六一の一	平成 二六・一・六
---------------	----------------------	---------------	----------------------	--------------

青森県告示第八百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	福浦川目線	工事区間	下北郡佐井村大字長後字縫道石の一 下北郡石国林八三三林班は小班から 下北郡佐井村大字長後字野平八〇の二 まで	工事の種類	改築（道路改良）	工事の完了の日	平成 二五・一・五
-----	-------	------	---	-------	----------	---------	--------------

公 告

七 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年十一月一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東管設備株式会社

二 代表者の氏名 沼田 光紀

三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ツ橋一一九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五六五四号

五 取消年月日 平成二十五年十二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 長谷川建設工業

二 氏名 長谷川 辰雄

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造三ツ館寿抱一三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六九三号

五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十一月八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

一 商号又は名称 甲地工業

二 氏名 甲地 フミ子

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字往来ノ上七九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六七二二号

五 取消年月日 平成二十五年十二月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 二本柳建設
- 二 氏名 二本柳 良美
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市松山町二二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第六〇〇〇八五号
- 五 取消年月日 平成二十五年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社熊谷工務店
- 二 代表者の氏名 熊谷 周哉
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町川内一六九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第一五五九八号
- 五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建設工業
- 二 代表者の氏名 工藤 彰輝
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字原田五八の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第九六八五号
- 五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

むつ市城ヶ沢地区集会所	" 大字城ヶ沢字早崎一五の三	むつ市民体育館	" 金谷一丁目七の二六	むつ市城ヶ沢地区集会所	" 大字城ヶ沢字早崎一五の三
-------------	----------------	---------	-------------	-------------	----------------

に改める。

を

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭